

# 歴 史 上 の 実 例

宮 内 庁

光格天皇の譲位の際の例（光格天皇（父）から皇太子<sup>あやひと</sup>惠仁親王（子）へ）

◇ 譲位日：文化14年（1817）3月22日

◇ 式場：桜町殿（さくらまちどの）

（以下、『光格天皇実録』『仁孝天皇実録』等による）

旧天皇：光格天皇（47歳）

○文化13年（1816）

・5月16日

翌年3月に譲位のことを仰せ出される。

○文化14年（1817）

・2月14日

譲位の日時を広く通達される。

・2月20日

内侍所臨時御神楽の儀に出御される。

・3月21日

警護担当等に命じて宮城の警護を行わせ、  
また三関<sup>(注)</sup>の閉鎖を命じる儀式を行う。

(注) 伊勢国鈴鹿関，美濃国不破関，近江国逢坂関をいう。

・3月22日

卯刻(午前5時～7時)過ぎに装束を召され、  
内裏の紫宸殿より御退出になり、上皇の  
御在所（仙洞御所）となる桜町殿に行幸  
になる。

(辰半刻(午前8時)過ぎ，桜町殿御着)

[譲位儀]

・同日 桜町殿<sup>ひろごしよ</sup>弘御所御帳内にお出まし  
になり皇太子<sup>あやひと</sup>惠仁親王への譲位儀を行  
われる。

(巳半刻(午前10時))

宣命使に譲位の宣命を宣読させる。

庭上の参列者は、宣命文の段落の  
切れ目ごとに「おお」と声を出し  
て応答<sup>いしよ</sup>（称唯）し拝礼<sup>いしよ</sup>する。宣命  
が読み終えられたら、称唯し拝舞  
する。

新天皇：仁孝天皇（18歳）

・3月22日

皇太子は東宮御在所（内裏御涼<sup>おすずみどころ</sup>所北）  
から新天皇の御所（清涼殿）に行啓にな  
る。

[時刻不明]

※皇太子は、譲位儀には参列されていな  
い。

〔剣璽渡御儀〕

- ・未刻(午後1時)頃、前天皇が桜町殿ひろ弘御所ごしよひのおまし昼御座にお出ましになる。
- ・関白が御前に候し、公卿は南の庭に列立する。
- ・内侍二人が剣璽を執り南みなみ庇びさしに出る。  
中将二人がそれぞれ剣・璽を受け取り、  
捧持して桜町殿ひろ弘御所南ごしよひ庇みなみより筵道を進み、新天皇の御所(清涼殿)に向かう。
- ・公卿らが供奉する。

〔桜町殿→陽明門代→建春門→日華門  
→(紫宸殿の西側)→清涼殿〕

〔剣璽渡御儀〕

- ・剣璽が清涼殿の東階前にお着きになる。  
(未半刻(午後2時)前)
- ・供奉の公卿は紫宸殿西側の弓場ゆば付近に西面して列立する。
- ・新天皇が清涼殿ひのおまし昼御座にお出ましになる
- ・中将二人が剣璽を捧持して東階を昇り、内侍に授ける。
- ・関白も東階を昇り、広廂ひろびさしで控える。  
供奉の公卿らは退出する。  
内侍は剣璽を清涼殿の夜御殿よんのおとどに奉安する。  
(未後刻(午後3時)頃)

光格天皇の譲位の儀式	今回の御退位の儀式（案）
<b>1. 場所</b> 仙洞御所（桜町殿）	宮殿 松の間（仙洞御所未整備）
<b>2. 内裏から仙洞御所への行幸</b> あり（注1 参照）	御所から宮殿へ御移動
<b>3. 参列者</b> 関白，左大臣ほか （参考）儀式書『貞観儀式』においては、 親王以下五位以上の参列者・・・門内に列立 六位以下の参列者・・・門外で列立	皇族方（供奉） 三権の長始め（配偶者含む） 約300人
<b>4. 皇太子の参列</b> 皇太子（恵仁親王）は、譲位儀に参列しない。 内裏内の東宮御在所から清涼殿にお出まし。	皇太子殿下は、他の皇族方とともに天皇陛下に供奉して松の間に入られる。 （注2 参照）
<b>5. 御退位事実の公表</b> 宣命使に譲位の宣命を宣読させる。	宣命及び宣命使による宣読は行わない。 総理の奉謝，天皇陛下のおことばにより，御退位が内外に明らかにされる。
<b>6. 剣璽</b> 譲位儀に引き続いて，剣璽が新天皇の下に移される。 （桜町殿 → 内裏 清涼殿）	剣璽は，御退位の儀式当日（平成31年4月30日）には承継されない。 剣璽等承継の儀は，新天皇陛下が御即位になる5月1日に行われる。

（注1）光格天皇は、譲位儀当日、内裏から鳳輦により、上級官人約80人の供奉で仙洞御所へ移られ、この時、各上級官人の従者や、警護の武士など、大勢の者も一緒に動いた。この際、築地の内の公家や所司代の関係者からお見送りを受けたもので、公衆に披露する御列（パレード）ではない。

（注2）『貞観儀式』では、天皇と皇太子が揃って儀場の上皇御所にお出ましになり、譲位が執り行われることとされていた。光格天皇の以前に行われた譲位儀（後桜町天皇から後桃園天皇へ（47年前））においても、譲位は天皇と皇太子がお揃いで行われた（場所は紫宸殿）。

## 『貞観儀式』による譲位の儀式次第

- ・ 譲位の次第を記した儀式書のうち、今日伝わる最古の書(平安時代前期〔9世紀後半〕に編纂されたとみられる書)である『貞観儀式』によると、譲位の儀式次第(「讓国儀」)の大綱は下記のとおりである。
- ・ なお「讓国儀」では、譲位と踐祚を一連の儀式とする次第が定められている。

- 1 天皇は、譲位に先立って、あらかじめ内裏(お住まいの御殿)から出られ、臣下を従えて、新たな上皇のお住まいにお移りになる。
- 2 譲位の3日前に、三関〔伊勢国鈴鹿関、美濃国不破関、近江国逢坂関〕を閉鎖するための使者を遣わされる。
- 3 譲位当日、大臣は、詔勅・宣命<sup>せんみょう</sup>(勅命が書かれた文書)の起草を担当する書記官(内記<sup>ないき</sup>)に譲位の宣命を作るよう指示する。
- 4 儀式担当の官人が、讓国儀に参列する者を率いて、儀場となる上皇のお住まいの南門の内外に、待機する。
- 5 天皇が、儀場となる上皇のお住まいの正殿の殿上にお出ましになる。殿上にしつらえた南側を向かれる御席に御着席になる。
- 6 皇太子が、東宮の御所から儀場に入れられ、殿上にしつらえた皇太子の席に御着席になる。
- 7 儀場の南側にある門を開き、親王以下が儀場に参入し、所定の位置に立つ。(親王以下五位以上の参列者は門内の所定の位置に立ち並び、六位以下の参列者は門外で列立する)。
- 8 大臣が、宣命を読み上げる宣命の大夫(宣命使<sup>たいふ</sup>)に、宣命文を殿上で授ける。  
宣命の大夫<sup>たいふ</sup>、続いて大臣が殿上から降り、庭上の参列者の列に加わる。  
宣命の大夫<sup>たいふ</sup>が進み出て、所定の位置に着く。
- 9 殿上におられる皇太子は、席から起立される。
- 10 宣命使が、譲位の宣命を読み上げる。

- 11 親王以下の参列者が、宣命文の段落の切れ目ごとに「おお」と声を出して  
応答（称唯）し拝礼する。
- 12 宣命を読み終わると、参列者が、宣命に対して「おお」と声を出して応答  
（称唯）し、拝舞を行う。  
（拝舞とは、まず二度拝礼し、立ったまま上体を前屈して左右を見、これにあわせて  
袖に手をそえて左右に振り、次にひざまづいて左右を見、そのまま一揖（いちゆう。  
おじぎ）し、さらに立って二度拝礼する所作。最高級の拝礼の所作）
- 13 宣命の大夫が、列内の元の位置に戻る。
- 14 次に、親王以下の参列者が儀場から退出する。
- 15 近衛が南側の門を閉じる。
- 16 譲位の儀が終わり、踐祚された新天皇が、殿上から南側にある階段をお降  
りになる。  
降りられた階段から一丈（約3m）ほど南側に離れた位置で、殿上にいら  
っしゃる前天皇に対して拝舞を行われる。
- 〔新天皇の拝舞が終わられたところで、前天皇は殿上から御退出になる。〕
- 17 拝舞を終えられた新天皇が、新天皇のお住まい（御所）に徒歩で向かわれる。  
（新天皇には輿をお勧めするが、辞退される。）  
内侍は節剣（譲位の儀挙行に伴い、前天皇から新天皇に継承される宝剣）  
を持ち、新天皇の後を追い従う。
- 18 少納言一人が、大舍人（天皇に供奉し、宮中の宿衛等を奉仕する者）等を率い  
て伝国璽の櫃（譲位の儀挙行に伴って前天皇から新天皇に継承されるものであり、  
神璽を指す。神璽が櫃に納められていた）を持ち、新天皇の後を追い従う。
- 19 次に、少納言一人が、大舍人・闈司（宮中の門の鍵を預かり、その出納を掌る  
者）等を率い、鈴印鑰（注）等を持ち、新天皇の御所に奉る。
- （注）鈴印鑰は「馭鈴」（えきれい）、「内印」（ないいん）、「管鑰」（かんやく）の三者  
を合わせた言い方。「馭鈴」は馭使に国家が支給する鈴で、それにより馭馬を利用す  
ることができる。「内印」は天皇御璽の印で公文書作成に不可欠のもの、また「管鑰」  
は中央官司が管理する蔵の鍵のこと。これら三者を新天皇のもとに進めることは、  
すなわち、新天皇による国家統治が開始されたことを意味する。）